

2020年4月27日  
日本銀行

**「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症  
対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」の制定等について**

日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融機関が、幅広く民間部門に対する金融仲介機能を一層発揮することを支援するため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件については、「（参考）新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの拡充について」も併せてご参照ください。

記

1. 「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 矢野・土川（03-3277-2877）

## 系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則

系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいう。以下同じ。）が、その会員である金融機関（本行の当座預金取引の相手方でないものに限る。以下「会員金融機関」という。）への貸付けを目的として、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日付政委第12号別紙1。以下「基本要領」という。）に基づく貸付けを受ける場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

1. 系統中央機関は、予め、この特則に基づき、系統中央機関より貸付けを受けることを希望する会員金融機関に、各系統中央機関が適格と認めた、基本要領8.に記載された債務等の民間債務（以下「適格民間債務」という。）を、担保として差入れさせる。
2. 基本要領8.の規定にかかわらず、この特則に基づく貸付けを受ける場合の各系統中央機関の貸付限度額は、基本要領8.に定める担保価額相当額の合計額に、1.により会員金融機関が当該系統中央機関に差入れた適格民間債務の額面価額の50%相当額を加えた金額とする。ただし、貸付実行時点における当該系統中央機関が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。
3. 各系統中央機関は、1.により適格民間債務を差入れた会員金融機関に対して、その適格民間債務の額面価額の50%相当額の範囲内で希望する金額に応じて、本特則に基づき貸付けを受けた資金を原資として貸付けを行う。この場合、貸付期間、貸付利率等については、本行から受けた貸付けと同等の条件によるものとする。

4. 系統中央機関は、この特則による貸付けを希望する会員金融機関との間で、会員金融機関に対する与信管理の適切性確保のほか、この特則による貸付けの適切な運営の確保のために必要な措置を講ずる。
5. 本行は、系統中央機関および会員金融機関がこの特則に定める事項に著しく背馳した場合には、この特則による貸付けを認めないなど必要な措置を講ずることができるものとする。

(附則)

本措置は、総裁が別に定める日から実施し、令和2年9月30日をもって廃止する。

「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション基本要領」中一部改正

○ 題名を「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」に改める。

○ 1. を横線のとおり改める。

### 1. 趣旨

この基本要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、企業民間部門における金融面の円滑確保に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、時限的な措置として、企業金融支援特別オペレーション（適格担保を担保として、共通担保として差入れられている民間企業債務の担保価額の範囲内で資金供給を行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 3. を横線のとおり改める。

### 3. 貸付対象先

(1) 次のイ. およびロ. に該当する金融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

イ. }  
ロ. } 略（不変）

(2) 略 (不変)

- 8. を横線のとおり改める。

8. 貸付先ごとの貸付限度額

貸付先ごとの貸付限度額は、各貸付先が貸付実行時点で共通担保として差入れている社債、短期社債、保証付短期外債、資産担保債券、資産担保短期債券、不動産投資法人債、短期不動産投資法人債、企業が振出す手形、不動産投資法人が振出す手形、コマーシャル・ペーパー—(資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。)—、企業を債務者とする電子記録債権および、不動産投資法人を債務者とする電子記録債権、企業に対する証書貸付債権（米ドル建てのものを含む。）、不動産投資法人に対する証書貸付債権および住宅ローン債権信託受益権の担保価額相当額の合計額とする。ただし、貸付実行時点における当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

- 11. の次に次の12. を加える。

12. 貸付先の当座預金への付利の特例

(1) 貸付先の当座預金には、「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日付政委第9号別紙1.。以下「補完当預基本要領」という。）に基づく付利に加え、補完当預基本要領4.（1）に定める付利対象積み期間における、当該貸付先の当座預金の平均残高から準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135条）第2条第2項に定める法定準備預金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、この基本要領に基づく貸付けの平均残高に満つるまでの金額については、年+0.1%の利率で付利を行うものとする。

(2) (1) の付利にかかる利息の計算方法については、補完当預基本要領 5. (1) の規定を準用する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施し、一部改正後の基本要領 1 2. の規定は、令和 2 年 5 月 1 6 日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用することとする。

## 「補完当座預金制度基本要領」 中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

## 4. 適用利率

- (1) }  
(2) } 略（不変）

- (3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、次のイ. からハ. までの合計金額に満つるまでの金額については、年0%とする。

イ. 略（不変）

ロ. 付利対象積み期間における「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）、「新型コロナウイルス感染症対応にかかると企業金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日付政委第12号別紙1.）、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙1.）および「平成二十八年熊本地震にかかると被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成28年4月28日付政委第44号別紙1.）に基づく借入れ（円建てのものに限る。以下同じ。）の平均残高

ハ. 略（不変）

- (4) 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。